

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（441）」

2. 日時：平成28年9月27日 13時40分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

小野安全規制管理官、忠内管理官補佐、秋本安全審査官、池田安全審査官、小林（貴）安全審査官、竹田安全審査官、中原安全審査官、沼田安全審査官、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他5名

電源開発株式会社：原子力業務部 原子力調査室 担当 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部課長 他2名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 品質保証グループ課長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力企画チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 事象発生 of 当事者によるP D C Aと組織要因まで含むP D C Aの内容について説明すること。
- 事故の知見の取り組みプロセスの各段階での分析チーム（社内事故調査委員会並びに原子力改革特別タスクフォース（T F）が実施した事項を整理し、説明すること。また、T Fに原子力部門が多い理由等含め、各分析メンバーの選定の考え方を説明すること。
- 一般的な原因分析では、当事者による直接的な原因究明等の実施の際、当事者を外した理由を説明すること。また、背後要因と対策の関連付けでは、結論だけでなく、対策に到った経緯や問題点なども説明できるようにすること。

-
- 事故調査委員会等の分析を検証した外部有識者の構成を説明すること。
また、外部有識者が偏った意見にならないよう一定の歯止めとなっていることを説明すること。
- 事故調査委員会等の分析の背後要因と対策の関連について説明すること。
- 組織要因の分析においてS A F E Rを使った部分とそれ以外の部分を区別すること。
- S A F E Rのインプット及びアウトプットを明確にし、これらが組織要因の分析の中でどのような関係になっているのか説明すること。
- S A F E Rによる分析の中で特別な手法を採用した部分について明確にし、その内容を説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 福島第一原子力発電所事故の知見の取り込みの考え方について